

暮らし情報	施設紹介	イベント	広報かでな	各課案内	町政	嘉手納町について
-------	------	------	-------	------	----	----------

暮らし情報

- [各種計画について](#)
- [統計情報](#)
- [基地について](#)
- [戸籍・住民基本台帳](#)
- [くらしと住まい](#)
- [国民年金について](#)
- [国民健康保険と介護保険](#)
- [税について](#)
- [心身に障害のある方](#)
- [出産・育児・教育](#)
- [健康について](#)
- [上水道について](#)
- [下水道について](#)

HOME [▶](#) [暮らし情報](#) [▶](#) [ごみ・環境・衛生](#) [▶](#) [猫の飼い方について](#)

猫の飼い方について

情報登録日:2020/02/25

◆猫の飼い方

猫はペットとして多くの方に飼われている愛玩動物です。

しかし、その一方、

「飼い猫のふんや尿で庭を荒らされて困る」

「自分勝手にのら猫にエサをあげて、のら猫が増えて迷惑している」

などの苦情が多くなっていますが、その多くは飼い主の無責任な飼い方が原因しています。

【猫の飼い方についてもう一度考えましょう。】

環境省では、「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」を策定しました。住宅密集地(集合住宅を含む)において、人と犬や猫が調和した快適な居住環境の維持向上、人と犬や猫が共生できる町づくりを図るための基本的な配慮事項などをまとめたものです。

● 情報公開・個人情報保護

● 人権相談

● 許可申請

● 広報無線について

● 就職・退職

● ごみ・環境・衛生

動画ライブラリー

イベントの映像など

詳細はこちらから

かでな町食育まんが

おいしい！かんたん！レシピ付き

詳細はこちらから

・「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2202.pdf

◆猫は室内で飼いましょう

猫を屋外で飼うことは、近隣住民への迷惑だけではなく、交通事故、感染症、猫同士のけんかなど危険がいっぱいです。

◆トイレのしつけをしましょう

猫のふん・尿は大変臭うので、外で自由にさせておくと、近所の庭などに入り込んで用を足し、よその人が非常に迷惑します。家の中にトイレを用意して使わせるようにしましょう。

◆身元表示をつけましょう

飼い主の責任をはっきりさせて自覚を持つこと。また、飼い主のいない猫と識別をするため、首輪・名札などにより、身元表示をするようにしましょう。

◆飼い猫が迷子になったら

動物愛護センターへお問い合わせください。

<http://www.aniwel-pref.okinawa/>

◆不妊去勢手術

猫が無制限に繁殖して飼えなくなり捨てるなど、かわいそうな猫を増やさないために、不妊・去勢手術を行いましょう。不妊・去勢手術をすると、発情期に異様な声で夜通し鳴く、オスが集まって大ゲンカをする、遠出をして戻らないといったことも減ってきます。

◆さくらねこ無料不妊手術事業

嘉手納町では、公益財団法人どうぶつ基金が手術費等を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域のボランティア団体と連携してTNR事業を行っています。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこ TNR(Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする)」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

さくらねこ♥TNRとは - どうぶつ基金



◆捨て猫の禁止

猫を捨てるのは犯罪です。

家族の一員として終生飼いましょう。

・「動物の愛護及び管理に関する法律」

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S48/S48HO105.html>

〈第44条より抜粋〉

愛護動物を殺傷した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金、虐待又は遺棄したものは五十万円以下の罰金に処せられます。